

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和6年12月11日（水）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時34分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明

雨 宮 茂 樹 針 谷 育 造 青 木 一 男

針 谷 正 夫 氏 家 晃 大阿久 岩 人

議 長 梅 澤 米 満

傍 聴 者 川 田 俊 介 小太刀 孝 之 市 村 隆

浅 野 貴 之 小 平 啓 佑 大 浦 兼 政

大 谷 好 一 内 海 まさかず 小久保 かおる

広 瀬 義 明 福 田 裕 司 中 島 克 訓

小 堀 良 江 白 石 幹 男 関 口 孫一郎

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 議事課 長 野 中 繭実子

主 査 小 林 康 訓 主 査 村 上 憲 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産 業 振 興 部 長	高 野 義 宏
教 育 次 長	佐 藤 義 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	石 川 徳 和
商 工 振 興 課 長	糸 井 孝 王
観 光 振 興 課 長	茂 呂 一 則
農 業 振 興 課 長	丸 山 浩
農 林 整 備 課 長	大 塚 和 美
参 事 兼 学 校 教 育 課 長	堀 江 真 哉
学 校 教 育 課 長	小 林 伸 彦
グロ ー バ ル 教 育 推 進 室 長	
学 校 施 設 課 長	國 府 泰 浩
保 健 給 食 課 長	飯 島 彰
生 涯 学 習 課 長	小 林 博 己
文 化 課 長	横 倉 悟 史
美 術 ・ 文 学 館 課 長	大 阿 久 剛
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	高 久 完 治

令和6年第4回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

令和6年12月11日 午前10時開議 全員協議会室

日程第1 議案第106号 財産の取得について（学校施設（20校）LED照明器具）

日程第2 議案第107号 財産の取得について（学校施設（19校）LED照明器具）

日程第3 議案第112号 指定管理者の指定について（道の駅みかも）

日程第4 議案第 97号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開きます。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（福富善明君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第106号 財産の取得について（学校施設（20校）LED照明器具）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第106号 財産の取得についてご説明させていただきます。議案書は10ページ、議案説明書は17ページとなります。

恐れ入りますが、初めに議案説明書より説明させていただきますので、議案説明書17ページのほうを御覧いただければと思います。提案理由でございますが、公共施設の省エネルギー化を進めるため、学校施設20校、こちらのLED照明器具を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては省略させていただきます。

恐れ入ります。議案書の10ページをお開きください。財産の取得についてでございますが、1、財産の表示につきましては、学校施設（20校）LED照明器具でございます。

2番、取得の方法につきましては、指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約となります。

3、取得予定価格につきましては、1億8,625万2,000円でございます。

4、取得の相手方につきましては、東京都千代田区神田練堀町3番地、東京センチュリー株式会社であり、代表取締役、馬場高一であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

たします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑ありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） ご苦労さまです。ちょっとこの1億8,600万円、このお金を投資して、分かる範囲で結構なのですが、投資した効果、数字的に分かれば、大体何年ぐらいで、そして大体どのくらいという予想がつけば説明をお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 効果的なものといたしまして、電気料の削減がまずございます。これを投資することによって、予想される削減率、電気の使用量ですね、使われる電気の容量、こちらが約3割ほど使う量が減るといようなことが想定されております。その減る3割分をもって今回のLEDへの改修、それに見合う金額という形で対象になっておりますので、削減分、電気料の削減を目安に、その削減された金額で整備をすることが可能となりますので、市の一般財源の負担、新たに負担するというものは、負担しないでLED化が進められるといような流れで検討した結果でございます。実際に今回の契約、10年間を予定しておりますので、その間の補修については市のほうには負担がかからないといようなものでございます。

以上となります。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 説明ありがとうございます。3割減ということで、投資額が何年ぐらいで大体ペイができるのですか。分かればお願いします。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答え申し上げます。

結果的に10年でその分を元を取るという、10年以内で元を取れるという形になります。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 10年ぐらいで元が取れるということなのですが、これの投資したものといものが、やはりこれ10年で終わってしまうものなのか、何年ぐらい使えるものなのか。10年でペイができて、そのときに設備したものがもうゼロですよとなると、やってもしょうがないので、その辺は、この設備したものが20年使えて、10年で元が取れるとか、そういうのが分かればお願いします。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答え申し上げます。

基本的に設備関係の耐用年数と一般的に言われるものは13年でございます。それで、10年間使用した後、無償で市のほうに引き継ぐという形で、その後もしばらくは使えるような状況になると思います。

以上です。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 最初に10年で元が取れるというか、13年ぐらい使えるという、大体計算上は3年ぐらいのプラスが見込まれるということでいいのですか。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 予定ではそのようになります。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 指名競争入札ですけれども、何者が応札したのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答え申し上げます。

指名業者は、まず7者となります。そのうち応札した業者は3者となり、4者が辞退となっております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） まず、この予算なのですけれども、これは補正ということなのですよ。この補正の理由という、補正ではなかったですか。ちょっとその辺。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 6月の補正で債務負担行為を取らせていただきました。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） では、3者の競争によって、これが決まり、4者は辞退をしたということですから、この業者名が東京都千代田区という、これはどういうことで、簡単に言えばLEDの器具の取替えですよ、そういうことがなぜ地元業者にできなかったのかという気がするわけなのですけれども、なぜ地元業者ではできないのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答え申し上げます。

まず、入札の流れといたしまして、今回リースという、譲渡特約付きのリースという条件をつけた入札となります。入札につきましては、まず契約検査課が示すガイドラインというところに基づいて行っております。実際に今回の入札に当たっては、まず入札の相手方を選考する理由としまし

ては、栃木市物品購入等入札参加者資格、こちらを有しており、賃貸借のうち、その他リースに登録がある業者、この中から選んでいただいたところでございます。さらに、当該案件の内容及び業者の実績等を勘案し、選考されたということになっております。ちなみに、市内業者につきましては、登録している業者が1者ありましたので、その業者については指名をしております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、事業を、仮にこの東京センチュリーが各学校へ行って、その業務あるいは設置をするということではないのですね。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 実際請負業者となる東京センチュリー株式会社が直接行うのではなく、契約、入札の中で現場に入る交換作業は、できるだけ地元業者を使ってほしいということ、これは絶対条件ではないのですが、そういう内容をつけた上での入札となっております。その結果、実際に東京センチュリーが現場に入るのではなく、実際現場作業部隊がありまして、その下には一部地元業者が入って動くような流れになります。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、元請の東京センチュリー、調べましたら811億円という巨大な会社なのですね。これがそういう登録がしてあるからということかと思えますけれども、今の話だと地元業者に分けてお願いするというふうなことですけれども、裏を返せば、何割元請が頭をはじくという、頭をはねるというのですか、そういうことがもう当たり前というか、我々がちょっと聞いたときには、ああ、幾ら頭はねるのかなという、普通10%とかという、大企業が請けたときにはそんな話も聞いていますけれども、これは事務局で答えられないと思いますけれども、そういう心配をするということの懸念は考えていなかったでしょうか。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） まず、リースのやり方のところをちょっと説明させていただきます。

リースのやり方といたしまして、今回の1本の全体でのリースという入札のやり方と、あとまず物品調達業者の見積りを取って、それを基にリースの入札をするという2段階入札、この2種類がございます。コピー機などのリースであれば、納入業者を決めて、さらにそれに利率を幾ら掛けるかというリースの入札で、最終的には返却という流れもありますが、その2種類のやり方がまずございます。

今回のLEDの照明につきましては、庁内で統一した流れをやっております。私ども学校施設課だけではなく、あと実際に環境課でも前回ですか、議案でやはりLEDの財産取得というのを上げさせていただいております。それは、一応市として統一の方向性で1本の入札で行うという形で動

いていますので、それに合わせて学校施設課のほうでも同じような入札方式を取らせていただいております。実際に納入業者、今回の場合は1本であるので、納入業者が必ず市内かという、納入というか設置業者が絶対市内の業者でできるかというところは約束できないのですが、条件の中で市内業者をつけるという形で対応させていただいておりますので、入札の方式、2段階、1段階、どちらもありますが、今回は市として全体、学校だけではなくほかの公共施設も同じようなやり方でやっておりますので、そこは統一をもって動いていったところでございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 結局リースのメリットというのは、10年間は予算が細分化されるわけですね。そういうことも前に説明を受けましたけれども、やっぱりリースというものは、今後議員研究会等でもエアコンの問題、体育館のエアコン、これもリースのようなお話は聞いていますけれども、これは本当に地元の業者にそれができないのかと、地元の業者1者があったというけれども、聞くところによると辞退をしたような話も聞きますけれども、参加はしているということですね。東京、この次のやつも埼玉のリース業者が、大きな力を持った人たちがこういう地方にも乗り込んでくると。本当にリースというもののメリット、デメリットというのは、今後もこういう地方自治体までどんどん乗り込んでくると地元の業者が下請になっていくのだと。それはもうかるか、もうからないかは分かりませんが、このリースの問題というのは十分考えたほうが、私は地元業者の育成というのも行政の大きな仕事にあると思いますので、ぜひ、意見ですけれども、考えていただいて、今後対応していったほうがいいかなという意見を申し上げます。

○委員長（福富善明君） 要望でよろしいですか。

○委員（針谷育造君） はい、いいです。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第106号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第2、議案第107号 財産の取得について（学校施設（19校）LED照明器具）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第107号 財産の取得についてご説明させていただきます。議案書は11ページ、議案説明書は19ページとなります。

恐れ入りますが、議案説明書より説明させていただきますので、議案説明書19ページをお開きください。提案理由であります、先ほどと同じように、公共施設の省エネルギー化を進めるため、学校施設19校のLED照明器具を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。参照条文については省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の11ページをお開き願います。財産の取得についてであります。1、財産の表示につきましては、学校施設（19校）LED照明器具となります。

2、取得の方法につきましては、指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約となります。

3、取得予定価格につきましては、1億9,118万8,800円となります。

4、取得の相手方につきましては、埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-17、NECキャピタルソリューション株式会社関東支店、関東支店長、田中新治であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） ちょっと細かいことで、これは前回の議案と関連しておるものですから、例えば学校の普通教室、特別教室ありますね。室内の電灯というか照明器具は全部これで、前のもあるのですけれども、あるいは外灯、そういったものは全部これでLEDに替えられるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 先ほどの議案第106号と併せまして、今回のLED化でございます。まず、基本的には全部の学校の校庭内にある照明器具を全てLED化するというのがまず基本的に

ございます。その中で、既に普通教室とかで一部LEDになっていたりするところはそのまま残しておいて、それ以外の蛍光灯とか、あと体育館の水銀灯、こういったものをLEDに替えていくと。あと、校庭等にあります外灯、あと自転車置場の蛍光灯、こういったのも基本的には替えていきます。

ただ、その中で1つだけちょっとイレギュラー的なところが、夜間照明が一部の学校にあります。その夜間照明を今回の契約の中では一部の学校では含めているのですが、それ以外の何校かは、ちょっと夜間照明の扱いについて学校施設課で電気代を払っている分と、地域振興部、スポーツ課や公民館のほうで対応しているものと所管がちょっと分かれておりまして、学校施設課のほうで電気代と一緒に払っている部分については、今回削減分に対応できるということで取り込んでおります。地域振興部で所管している夜間照明の一部については、これは協議した中で、地域振興部のほうでもこの先その夜間照明、夜間利用の扱いをちょっと検討しているところもあるものですから、まだ利用の実態が少ないようなところとか、そういったところは今回外しております。また別に地域振興部のほうで個別に必要なところは工事で直していくというような流れでもあります。実際に東陽中などは昨年度、夜間照明を工事で地域振興部のほうで改修していたりしております。基本的に夜間照明については、学校の敷地内にあるのですが、学校の利用では基本的には使わないものでありますので、基本的には対象から除く。ただ、うちのほうで電気料金を払っているものは、一緒に交換すれば電気代削減もかなりできますので、その削減分のリースと併せて今回やっております。

したがって、基本的には校庭、学校敷地内にある照明は基本的にはLED化になります。例外として寺尾中学校と皆川中学校については、申し訳ないのですが、1年間このままという、LEDには改修はしませんが、それ以外の学校については基本的に全部LEDに改修するものでございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 106号でもちょっと聞きたいと思いましたがけれども、この指名競争入札ということになって、これは予定価格があって、どのくらいの落札率なのか、106号と107号を併せて聞くような形になりますけれども、落札率というのはどのくらいになっているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答え申し上げます。

まず、1つ目の106号のほうの話になります。20校のほうですが、こちらの落札率は78.1%となっております。

次、107号の19校を対象とした案件につきましては、79.3%となっております。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかに。

青木委員。

○委員（青木一男君） 先ほど質問があったのですが、入札状況、応札者とかの状況をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） こちらも指名業者は7者になります。うち応札したのが3者であり、4者が辞退となっております。ただし、今回の入札は2件続けて行っておりまして、1件目の106号のほうで落札した業者につきましては、取り抜けという形で行っておりますので、2件目の入札については、実際2者の間での競争となっております。

以上となります。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 先ほどの106号と107号と関連するのですが、106号では学校数が20校、小学校が15校、中学校5校ですか、107号では小学校が14の中学校が5校と19校ということなのですが、その2つの分けた理由というのですか、どのような形でこのような形で分けたのか。業者サイドなのか、それは行政サイドなのか、その辺も含めてちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 分けた理由になりますが、基本的に全体として39校、学校数が多いものですから、できるだけ早くやりたいというところで、まず分けることを検討しました。その中で、大きく栃木市の南半分、北半分という、要は業者が回るに当たっても移動距離をできるだけ少なくしたいと、そういったところもありまして、南と北2か所に分けております。

以上となります。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 逆に、この2つに分けたということなのですが、例えば分け方はあるかと思うのです、3つとか4つとか、何か所かあるかと思うのですが、数が多ければ競争力ですか、そういった形も働くのではないのかなというふうに思うのですが、そういった検討はされたのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） まず最初に、うちのほうは入札の業者がかぶらないようにということで取り抜けのところも考えておりましたので、それをやはり分割を4つ、5つとかに分けると、その後の業者、取り抜けていくことによって落札率が上がっていくということも懸念されますので、やはり作業時間、下請業者さん、現場に入る業者さんとの関連等もあると思いますので、2個に分けるのが妥当ではないかという判断を持ちました。

以上です。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 分かりました。

それで、先ほど106号のほうで東京センチュリー株式会社さんのほうで一部地元業者が入る条件だというお話がありました。こちらのNECキャピタルソリューションのほうもそういった条件をされたのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 入札の条件としまして、やはり地元業者、こちらをできるだけ採用していただきたいという条件はつけた上での入札となっております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 先ほど國府課長のほうで一部の地元業者というふうにお話があったかと思えます。その一部というのは、工事の全般に対してどのぐらいの割合なのでしょう。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） まだ正式に契約にはなっておりませんので、具体的な数字等はまだ、その組織体制というものはいただいているところではあるのですが、まだその前段として契約予定業者さんには、この先の流れの中で栃木市の電気関係の組合等にご相談いただければとか、そういった話でお伝えしておりまして、具体的に何者がこの中に入ってくるかというところは正式にはいただいているところであります。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 要望です。

やはり一部といっても数%でも一部ですし、四、五十%でも一部ですし、それは解釈の仕方によって変わりますので、その辺は行政側からしっかりと地元の業者に恩恵が行き渡るような指導をお願いしたいと思います。要望です。

○委員長（福富善明君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤義美君） 一部というお話でございましたが、一応できるだけ入れてほしいということをお願いをしているところでございますので、なるべく多く地元の業者のほうで請け負っているような、そういったご相談、協議はしていきたいというふうに思っております。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） これが議決されますと、工事のほうに入っていくかと思うのですが、小学校、中学校ということで、児童生徒がいる中での工事になるわけなのですが、危険が及ばないように工事の時期等は配慮されるかと思うのですが、その辺についてお考えのほうをお尋ねいたします。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 今回の照明工事、児童生徒さんがいる教室等をやったり、廊下とか、ふだんいらっやらないところもやるようなところもあります。実際に先日、校長会、校長先生の集まりなのですが、その中でも説明させていただきました。その中で、校長先生等の要望は、土日

は避けてほしいと。平日の夕方とか、これはやっぱり先生の働き方改革というところもございまして、私どもはできれば土曜日というのが一番やりやすい、進みやすいというところもあるのですが、そういった先生の働き方改革の中では、土日、祝日等は避けてほしいというような要望も出ております。

つきましては、今回業者が決定した中で、実際に具体的に現場に入的过程中で、学校運営に影響ない範囲、ちょっと今回、作業期間を長めに取っておりますので、そういった中で各学校でやはり考え方もいろいろございます。その中で各学校、校長先生、教頭先生と綿密にスケジュール調整させていただいて、運営に、学校の授業に影響がないように、特に体育館など、照明器具を交換するには時間かかりますので、やはりそういったところは夏休みとか、ただ夏休みであっても部活動があったりする中学校とかもありますので、やはり学校によって条件が変わってきます。それなものですから、業者決まった後、実際作業する各部隊と学校と綿密に調整し、危険の及ばない、学校運営に支障がないようには、うちのほうからも確実に指導していきたいとは考えております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） ありがとうございます。作業期間長めに取ってあるということなのですから、最長といいますか、どこまで取ってあるか、ご答弁をいただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 作業期間、今回の議案説明書の最後のところに設置期間といたしまして、契約締結日から令和8年2月28日、1年ちょっとですね。実際に早く終わる学校については、もうそのまま使えますので、やはり校数が20校とあります。これもやり方も1校ごとにやっていくのか、例えば体育館だけを先にやるのかとか、やはりそこは業者さんとの調整がありますので、最終的に終わるというか、全部が完了するのは再来年の2月28日という長期の工期、設置期間を設定しておりまして、その後から賃貸借契約、使用料とかリース代の支払いを進めるというような流れでございます。

以上となります。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 十分理解できました。先ほど課長のほうから答弁ありましたが、児童生徒が通っているところでございますので、万が一といったことがないように、要望はしてはいけないのかもしれないですが、ぜひともお願いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 要望でいいですか。

○委員（氏家 晃君） お願いします。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第107号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少々お待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第3、議案第112号 指定管理者の指定について（道の駅みかも）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） どうぞよろしくお願いいたします。農業振興課、丸山でございます。

ただいまご上程いただきました議案第112号 指定管理者の指定についてご説明いたします。議案書につきましては16ページ、議案説明書は25ページとなります。

当議案につきましては、令和7年4月1日からの指定管理者の指定についてでございます。当課が所管いたします施設、道の駅みかもの指定管理の期間につきましては、去る平成27年度の指定から5年間、その後、現在優良管理者更新制度という言い方をしますが、当時は自動更新制度というものを利用して5年間の計10年の期間が今年度末をもって満了となるため、去る8月20日に開催されました指定管理者選定委員会の審査の結果を踏まえ、候補者が決定されたところでございます。このたびは、指定管理者として指定いただくということで議決をいただくものでございます。

それでは、説明に入らせていただきますが、議案説明書からご説明をさせていただきます。25ページを御覧ください。提案理由でございます。道の駅みかもの指定管理者に株式会社ニックスを指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては、説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、議案書につきましてご説明いたします。議案書16ページを御覧ください。本件は、

道の駅みかも指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者の指定の内容でございますが、1つとして指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道の駅みかもでございます。

2の指定管理者に指定する団体は、埼玉県狭山市入間川四丁目25番3号、株式会社ニックス、代表取締役、荒井英郎であります。

3の指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

以上で説明のほうは終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 株式会社ニックスについての説明をお願いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） それでは、候補者となっております株式会社ニックスについての説明をさせていただきますが、先ほどお話をしましたが、埼玉県狭山市に本店を持つ企業でございます。始まりの業種としましては、レストラン、ステーキハウスを行っておりまして、1969年に法人化されております。レストランサービスのほかは、給食サービス等を行っておりまして、また指定管理業務についても各所で行っている企業でございます。資本金につきましては1,000万円、従業員数は430名程度ということになっております。指定管理のお話をさせていただきましたが、道の駅をはじめ食堂、あとは老人福祉施設等、幼稚園、保育園の給食サービスなどで、民間も含めてですけれども、そういったところで50か所行っていると伺っております。

また、株式会社ニックスにつきましては、栃木市内におきましては、道の駅にしかたのほうの指定管理という形で現在指定管理者として業務を行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） この指定期間なのですが、最初の上程理由で当初5年で、自動更新といいますが、そういった形で5年間更新をして10年の期間が満了ということのご説明いただいたのですが、この場合も、今回5年間の指定期間でございますが、5年後には自動的に契約更新になるというこ

とで理解してよろしいのか。何もなければですけども。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 現在、優良管理者更新制度というものがあまして、管理状況評価、それぞれの管理の状況評価して、優良であれば更新ができるという制度がございます。これにつきましては、公募の際、今回の指定の際に条件としてつけるものなのですが、今回の道の駅みかもにつきましては、実はこの優良管理者更新制度は盛り込んでございません。理由についてちょっとご説明をさせていただきますと、当市はご承知のとおり、道の駅が2か所、藤岡と西方にございます。これはもともとの町の時代からあったものでして、指定管理者制度はお互いそれぞれ始まっているのですが、始まった時期に差がありまして、更新時期がずれているというところがあります。ずれているのか、一緒にするのがいいのかというところもありますが、指定管理者の公募に当たりましては、2者両方取るといったものとか、それぞれを別個で取っていただくというような機会が得られること、または市の情勢によって指定管理の条件等も統一したもので行うために更新時期を統一したいという考えがございます。という形で、今回は5年後に改めて公募となりますと、もう一つの道の駅でございます道の駅にしかたとちょうど公募の時期が合うという形で、それからは同じような時期に更新をかけていくというふうな形で考えてございます。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第112号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少し待ちください。

〔執行部退席〕

◎議案第97号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第４、議案第97号 令和６年度栃木市一般会計補正予算（第７号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構です。

糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） ただいまご上程いただきました議案第97号 令和６年度栃木市一般会計補正予算（第７号）のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。恐れ入りますが、予算書の76、77ページをお開きください。初めに、５款１項１目労働諸費につきましてご説明いたします。補正額は200万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。移住支援補助金につきましては、東京圏から本市に移住して就業やテレワーク等を行う方への補助金であります。該当する移住者が当初の見込みを上回ったため、増額するものであります。

恐れ入りますが、予算書の78、79ページをお開きください。続きまして、６款１項２目農業総務費につきましてご説明いたします。補正額は929万7,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。職員人件費の補正につきましては、総務人事課所管となりますが、人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属職員の人数に変更が生じたことによる差額分及び給与改定に伴う変動分等を精査し、職員の給料及び職員手当を補正するものであります。

次の会計年度任用職員人件費（農業委員会事務局）の補正につきましては、会計年度任用職員の給与改定に伴う変動分を精査し、補正するものであります。

以下、職員人件費及び各課において計上しております会計年度任用職員人件費につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次に、３目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は8,399万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。初めに、農業生産振興事業補助金につきましては、県単独補助事業の大規模経営体育成事業費補助金（ハード事業）及び国庫補助事業の大規模経営体育成事業費補助金（国庫ハード事業）について追加で採択される見込みがあることから増額するものであります。

次の農産物PR事業費につきましては、東武鉄道が運行を計画しているイチゴのラッピングトレインへ、沿線自治体のキャラクターをデザインするための負担金の増額が主なものであります。

次に、４目農地費につきましてご説明いたします。補正額は3,591万3,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。初めに、西前原たん水防除事業費につきましては、排水機場操作用パソコンに使用する無停電電源装置に故障が発生したため、交換に要する工事請負費を増額するものであります。

次の県単独農業農村整備事業費につきましては、県の補助金を活用し、土地改良区が実施するポ

ンプの更新等を支援するため、同補助金を増額するものであります。

次の市単独土地改良事業補助金につきましては、各土地改良区が早急に実施する農業水利施設の補修、修繕等を支援するため、同補助金を増額するものであります。

次の農地耕作条件改善事業費につきましては、国の補助金を活用し、国府土地改良区が実施する揚水機改修工事の増額に伴い、市が負担する補助金を増額するものであります。

次の皆川西部地区ほ場整備事業費につきましては、地元の合意形成を進める中で、調査区域を一部拡大する必要性が生じたため、委託料を増額するものであります。

次の水利施設管理強化事業補助金につきましては、電気料高騰の影響を受けた土地改良区等の負担軽減を図るため、同補助金を増額するものであります。

恐れ入りますが、予算書の80、81ページをお開きください。続きまして、2項2目林業振興費につきましてご説明いたします。補正額は3,850万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。ナラ枯れ被害緊急対策事業費につきましては、観光地や落枝、倒木による人的被害などが懸念される箇所において、周囲への影響及び被害拡大を防止するため、ナラ枯れの被害対策に係る薫蒸等委託料及び森林所有者が行う伐倒駆除を支援するための補助金を増額するものであります。

続きまして、10款教育費についてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の98、99ページをお開きください。2項1目学校管理費につきましてご説明いたします。補正額は3,013万9,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。上から4番目、小学校運営費につきましては、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる被害が拡大し、倒木や落枝等の危険性が高い被害木を伐採する必要があることから、委託料を増額するものであります。

次に、3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は895万4,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。小学校設備省エネ化推進事業費につきましては、栃木第三小学校及び皆川城東小学校の図書室にあります空調設備が故障により全く稼動しない状況であり、児童及び教職員等の健康管理を図る上でも早急な更新が必要であることから、空調設備の更新工事として工事請負費を増額するものであります。

続きまして、補正予算書の102、103ページをお開きください。4項2目図書館費につきましてご説明いたします。補正額は200万8,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。図書館管理運営委託事業費につきましては、栃木図書館の停電時に使用する防災照明器具の交換工事費を増額するものであります。

以上をもちまして、所管関係部分の歳出の説明を終了させていただきます。

○委員長（福富善明君） 国府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 続きまして、歳入についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書44、45ページをお開き願います。16款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は1億2,756万7,000円の増額であります。右の説明欄を

御覧ください。初めに、1 節農業費補助金につきましては1 億1,056万7,000円の増額であります。

1 項目め、農業生産振興事業費補助金につきましては、県単独補助事業及び国庫補助事業に対する県補助金の増額であります。

次の土地改良事業費補助金につきましては、県単独農業農村整備事業に対する県の補助金であり、交付決定額に基づき、補助金を増額するものであります。

次の水利施設管理強化事業補助金につきましては、土地改良区等が使用した電気料高騰分に対する国の補助金で、交付決定額に基づき、補助金を増額するものであります。

次の2 節林業費補助金につきましては1,700万円の増額であり、右の説明欄を御覧ください。ナラ枯れ被害緊急対策事業費補助金につきましては、ナラ枯れの被害対策事業に対する国、県の補助金で、補助申請額に基づき、補助金を増額するものであります。

次に、5 目商工費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は150万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。移住支援金交付事業費補助金につきましては、東京圏からの移住者に交付した移住支援補助金に対する県からの補助金を増額するものであります。

恐れ入りますが、補正予算書46、47ページをお開き願います。19款2 項10目義務教育施設整備基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は1,495万4,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。義務教育施設整備基金繰入金につきましては、小学校運営費及び小学校設備省エネ化推進事業費の増額に伴い、基金から繰入金を増額するものでございます。

次に、22目森林環境譲与税基金繰入金についてご説明いたします。補正額は2,125万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。森林環境譲与税基金繰入金につきましては、ナラ枯れ被害緊急対策事業に充当するため、基金から繰入金を増額するものであります。

以上をもちまして、所管関係部分の歳入の説明を終了させていただきます。

続きまして、債務負担行為についてご説明させていただきます。補正予算書10ページ、11ページをお開きください。第4表、債務負担行為補正（追加）についてご説明させていただきます。11ページの上から5 番目、令和6 年度中学校教師用教科書等購入につきましては、令和7 年度から必要となる教師用教科書及び指導書の購入について、今年度中に契約を行う必要があることから、期間と限度額を設定するものであります。

次の令和6 年度スクールバス運転業務委託（小野寺小）につきましては、今年度末をもって業務委託契約が満了となる小野寺小学校スクールバス運転業務委託について、新たな業務委託の運行方式の検討に時間を要し、令和7 年度からの運行開始に間に合わないことから、現在の業務委託契約を継続することとなり、期間と限度額を設定するものであります。

表の一番下にあります令和6 年度美術館企画展開催業務委託につきましては、令和7 年4 月に企画展を開催するため、今年度中に契約手続を行う必要があることから、期間と限度額を設定するものでございます。

続きまして、補正予算書の12ページをお開き願います。第5表、債務負担行為補正（変更）、こちらのうち令和6年度中学校指導者用デジタル教科書購入につきましては、当初購入を予定していた国語及び数学のデジタル教科書について、指導書を含めて購入することから、限度額を減額するものでございます。

続きまして、補正予算書の13ページをお開きください。第6表、債務負担行為補正（廃止）でございます。令和6年度スクールバス運転業務委託（岩舟地域）につきましては、令和7年4月から運行開始に向けて準備を進めてきました岩舟地域スクールバス、小野寺小学校及び岩舟中学校、こちらの新たな運行方式の検討に時間を要していることから、債務負担行為を廃止するものでございます。

次の令和6年度スクールバス借上（岩舟地域）につきましても、先ほどと同様に、岩舟地域スクールバスの新たな運行方式の検討に時間を要していることから、債務負担行為を廃止するものでございます。

以上をもちまして、令和6年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出等を一括して審査いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 77ページの移住支援補助金ということで200万円ということですが、これは件数としては何件ぐらい見込んでいるのですか。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 今回の補正額200万円につきましては、世帯での移住の1世帯分100万円と、その世帯に18歳未満のお子さんがいらっしゃるということで、子育て世帯加算1人分ということで100万円、合わせて200万円という形でございます。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 分かりました。この補正というのは、足らないから補正したので、元というのはもう完全に使い切ったという意味なのですか。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 当初予算分は全て使ったということになります。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 当初予算で、分かればですが、何世帯ぐらい来たのですか。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 今年度11月末現在で、单身の方が2件、世帯で引っ越してきた方が3件、合わせて5件の方に既に支出しております。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） ちょっと今の移住支援補助金の関連なのですが、これはたしか単身が60万円ですか、当初予算ですと760万円の当初予算がついたかと思うのですが、見込みを上回ったということで、私はこれはうれしいことではないのかなというふうに思っております。歳入のほうで4分の3が県からの補助金ということで、これはぜひこういった、市の負担もそれほどないのではないかなと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思うのですが、この移住を促進するような方策というのはどのように考えているのかお願いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） この支援金が使えるよということを、これは全国的な制度でございますので、栃木市においても啓発、広報をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 啓発をしっかりとやっていただくというのは当然のことなのですが、やはり他の自治体がやられているということは、やはり魅力がないと栃木市を選んでいただけないと思うのです。その辺の発信というのはどのような努力をされているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 移住を促す方策ということになるかと思うのですが、例えば栃木市経済団体連絡協議会でしたか、その会員さんの企業の就職のガイドブック等を今年度作成したりしておりまして、そういったものを市のほうとしましてもPRをして、勤め先等も含めて栃木市はこういうところですよということをPRしていきたいというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ぜひ力を入れていただきたいと思います。

それと、補助金を受けるのにおおむねこれが定住が5年ですか、という形での定住者を対象とするのですが、その中で3年から5年以内に市外に転出された場合は、何かその対象ではないということもあるのですが、その辺の調査というのですか、その辺の入り口ではなくて、今度は出口ですよ。その辺の調査はされているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 実際支給が始まったのが令和３年度から、実際市として支出が始まっているのですが、その後、前回の補正予算で上げさせていただいたのですが、令和４年度に転入してきた方が、テレワークでやっていたものが勤め先の事情により通う回数が増えてきて、通い切れなくなってまたお戻りになったということで返還していただいた、その補正予算を前回の議会に上げて承認していただいたのですが、そういった事例もございますので、その辺の、実際住み続けていただけているかどうかというような確認も今後定期的にやっていきたいというふうには思います。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） そのチェックをよろしく願いいたします。故意的に、何というのですか、この補助金目当てで、うがった見方になってしまうのですが、そういう人もいないとは思いますが、もし万が一そういう形でのチェックというのは必要かなというふうに思うのです。その辺よろしく願いいたします。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） この移住に関連してお尋ねをいたします。

先ほど200万円の事例が挙がっていきまして、１つは世帯の方がということの説明でしたが、それは転勤みたいな形で来られたものか、あるいはこちらでご商売をなさるか、あるいは新たにこちらの会社に、別の会社に来たかということで、働き先のことについてお伺いをしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） ちょっと今回補正予算に上げている方が何だったかというのがちょっとあれなのですが、今年度というか、これまでに転入してきた方の内訳を見ますと、テレワークで転入してきた方が16件です。トータルで。そのうち１件はお帰りになってしまったので、今実際住んでいらっしゃるの15件ということになります。就業、会社にお勤め、要は転職で来たという方が２件、起業、自分で業を起こした方が２件、合計19件の内訳はそういった感じになります。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） これ非常に働く場所がないとというふうに議会でも言っていますし、答弁のほうでもそう答えられている。どういう形で来ているのかというところをいつもちょっと注力をしていくというか、例えば起業で来ている方が多いとか、その数値だけはきちんと捉えておいて、その政策の在り方に生かしていくというような方法がいいかと思いますので、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 就業で来る場合、県のほうのホームページで、「WORKWORK」というようなホームページがあるのですが、そこに登録していないと対象にならないというようなこともありますので、市内の企業さんにそういったところに登録していただいて、そういうメリッ

トが受けられるようなことも周知していった、広げていきたいというふうには思います。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） その働き先別というか、起業だとか転勤だとか、それぞれについての詮索までは必要はないと思いますが、今おっしゃったような形で、いつもそれを脳裏に入れながら政策を進めていくという形がいいかと思いますが、一応お答えください。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 十分その辺踏まえましてやっていきたいと思っています。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 99ページの小学校設備省エネ化推進事業費ということで、第三小と皆川城東小の図書館のエアコンが動かずということなのですが、これはどのくらい使われたのか、2台とも。お願いします。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答えいたします。

今回故障した、まず第三小の図書館、こちらの空調設備なのですが、これは設置してから23年が経過しております。皆川城東小のほうの図書館につきましては、設置から28年経過しているもので、相当古いものでございます。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） そうですね。大分古いもので、ほぼ同時期にということで、今回補正が通された場合、いつ頃工事完了する予定なのでしょう。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 今回この補正、承認いただければ、年明け1月に入札、契約等を行い、年度内、3月までの工事完了を目指す予定でございます。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 先日の一般質問の中で、小学校の体育館、中学校の体育館が避難所として指定されているみたいな話がありましたけれども、この図書館は特にされていないのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） すみません。正式にちょっと確認しないと何とも言えないのですが、基本的にどちらも避難所になっています。その中で、避難施設を対応する、全ての学校ではあるのですが、エアコンのあるところを避難所として使うというような考えがありますので、図書館に限らず必要によっては普通教室、こういったところも避難所として利用する考えでございますので、どちらも避難所の対象になっていると考えられます。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君）　ありがとうございます。図書館ということで、子供たちが使用しますので、なるべく早く設置してあげられたらいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（福富善明君）　ほかに質疑はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君）　13ページの債務負担行為の補正ということで、廃止という、13ページにありますけれども、ご説明だと検討を要したのでこの期限というものが着手できなかったというような説明だったもので、聞いたのですけれども、何が原因で検討を要したのか、その辺のいきさつを教えてくださいたいと思います。

○委員長（福富善明君）　國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君）　こちらのスクールバスの債務負担行為、運転業務委託と借上料につきましては、当初予算で予算要求させていただいた中、まず1つ目としては、スクールバスの運営方針、いろいろ議員研究会等の中で議論いただいた中の話も関わりまして、実際にまずは小野寺地域としては、運転の業務委託を行うことと、バスは借り上げで行うというような流れで考えておりました。ただ、スクールバス運営方針の中で、その方式が妥当なのか、本当にリースでいいのかというところの疑義、再審議等をいただいた中、方針としてはバスを購入する場合、バスをリースする場合、バスも含めて業務委託する場合の3つの方向性、これはスクールバスの運営方針の中で認めていただいて、その3つの方式の中からそれぞれの地域にベストなものを選定していくというような方向性になったと思います。そのときに併せまして、小野寺地域は従前から予算の段階で借り上げでという形を計上させていただいたことについて、もう一度再検討が必要ということでもありますので、今回はこの令和7年度から予定していたものは業務委託とバスの借り上げ、これで進めるということではなく、一旦取り下げまして、方式を今調整しているところでもありますから、それを決定した上で再度、来年度の予定とすると6月補正等になると思いますが、そういった中で小野寺地域のバスの在り方、どういう形で運営していくのかというものを再度提出させていただくことにさせていただきましたので、今回はこの債務負担行為については取り下げるとするような流れでございます。

以上です。

○委員長（福富善明君）　ほかに質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君）　79ページの下から2段、ちょっと補正としてはお金が少ないので、皆川地区圃場整備事業14万3,000円、これちょっと詳細で説明をお願いします。

○委員長（福富善明君）　大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君）　皆川西部地区ほ場整備事業につきましては、現在小野口地区におきまして生産性、収益性の高い基盤づくりを計画的に推進するため、県と協力いたしまして調査計画

業務及び地区内農地等の権利状況の調査を実施しております。地元と調整の結果、予定地区の一部拡大が必要となったことから、業務委託を増額するという形で、現在の区画整理の面積、当初52ヘクタールだったものを、調査の区域を約1.1ヘクタール拡大しまして、53.1ヘクタールの調査を実施したいという形での委託費の増額であります。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 分かりました。もし今やっている、今の段階というか、今後のスケジュールが分かる範囲で説明ができればお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 事業の進捗につきましては、現在地元の役員さんを中心に県の指導の下、令和8年度の事業着手を目指しまして、土地改良法に基づく手続を進めております。初めに、事業区域を決定するために受益地となる一定地域の土地全体の調査をしますとともに、関係権利者の理解を得るための地元説明会の開催、また年明けには土地所有者等を対象とした意向調査等を実施する予定であります。

さらに、事業計画の基礎を作成するため、計画平面図や営農計画の検討を行うとともに、土地改良事業につきましては申請事業で行う事業でありますので、申請人資格を取得するために栃木市土地改良区への編入協議を進めておるところでございます。加えまして、今年の10月に多面的機能支払交付金を活用した星の宮保全の会が設立されておりますので、こちらのほうと併せまして事業を推進していく予定でございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 説明ありがとうございます。事業の着工が、工事というか令和8年からという、完成はどのくらいかかるのですか。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 実際令和15年度ぐらいまでを見込んでおります。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 99ページです。小学校運営費で高木管理業務委託料で、ご説明の中ではクビアカツヤカミキリの被害に対する補正ということなのですが、この内容的な部分、どのような校数ですか、どのような状況で業務をされたのか、その作業内容をお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） クビアカツヤカミキリ関係の被害のまず状況から説明させていただきます。

うちのほうで12月1日現在で調査した中では、小中学校合わせまして30校で、本数として、桜に

なるのですが、259本ぐらいが確認されております。これにつきましては、薬剤注入や幹のところ
にネット巻きとかを行ったり、一部伐採とか順次対応しているところであります。ちなみにこの
259本が被害出ているのですが、前に調査した桜の総数とすると621本なので、ほぼ半分の桜が何ら
かの被害が出ていると。被害の程度は大小あるのですが。そういった中で、今年度も当初予算でい
ろいろやらせていただいているのですが、さらに被害のひどいもの、こちらを今回600万円補正さ
せていただいて、追加でやるような形でいます。今回の内容の予定としましては、全ての学校を対
応するわけではないのですが、特にひどい学校10校に対して28本の伐採と、あと枝下ろし等を予定
しております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 今説明ありましたように、小中学校を見ても被害というのはかなりひどいな
というふうに思っておるのですが、今後の見通しですか、半分程度は確認ですか、620本で300本
ぐらいは確認されているということなのですが、現在、その被害木に対しての割合はどのぐらいの
進捗状況になっているのでしょうか。処置というか対処した割合、どのぐらいになるのか。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） すみません。具体的な割合等はなかなかちょっと出せないところだ
はあるのですが、基本的には学校とまず調整して、そもそも桜を残していくのか、学校とし
てどうしても残してほしいのか、そういったところのまず調整をさせていただいています。基本的
には、やはりひどいものは伐採していかないと、枝が落ちたりして事故等が発生する可能性もあり
ますので、基本的には伐採になってくると思います。あと、若い木であればあまり被害が出ていな
い。そういったものは残していく。ただ、やはりある程度老木になってくれば、うちのほうでネッ
ト巻きや薬剤注入を大体やっているのですけれども、やはりそれでも被害は食い止められない。最
終的には伐採していく方向になっていきます。その中で、環境課所管の特定外来生物除去対策事業
交付金、こちらなんかも利用しながら、学校だけ対応しても結果的に被害は抑えられないという
ところもあるのですが、学校として学校内部の安全管理のため、伐採が必要なものについては伐採し
ていくし、そういった形で進めていきたいと思います。来年度につきましても、伐採等、この費
用というのは少しでも増やして、要望していきたいという考えではございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 関連なのですが、621本、この状況は、恐らく40年から60年ぐら
いの老木と思うのです。だとすれば、やはりクビアカツヤカミキリに被害を受ける老木は切り倒して、

やっぱり学校と桜というのは、これは非常に、皆さん覚えているように4月に、桜早く咲きますけれども、入学に桜というものは私たちの心の中に宿っているものですから、これは更新を必ずして行ってほしい。恐らく若い木にはクビアカは入らないと思うのです。そういうことも要望として、今後の学校の植樹計画の中にきちんと位置づけながらやっていく。場合によったら、俺寄附してもいいよという人も中にはいるかと思しますので、やっぱり学校と桜、これは残して行っていただきたい。これは要望です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） すみません。先ほどの大阿久委員の質問の中で1点、すみません、訂正をお願いしたいのですけれども、令和9年度からの事業着手になります。令和8年度に国への認可申請がありますので、そちらの手続を踏まえまして、令和9年度から令和15年度の事業期間を現在予定しております。すみません。訂正のほうをお願いいたします。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第97号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第97号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして産業教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時34分）